

規則で定める特定化学物質（別表第20）の新旧対照表

【改正後】		【改正前】	
一	アンモニア（アンモニア水を含む。）	一	アルミニウム（粉状のものに限る。）
		二	アンモニア（アンモニア水を含む。）
		三	イソオクタン
		四	イソホロン
		五	塩化水素（塩酸を含む。）
二	塩素	六	塩素
		七	キャプタン
三	クロルスルホン酸	八	クロルスルホン酸
		九	クロロブレン
		十	コールタール
		十一	コールタールピッチ
四	五塩化りん	十二	五塩化りん
五	三塩化りん	十三	三塩化りん
		十四	ジエタノールアミン
		十五	ジエチルサルフェート
		十六	シクロヘキサノン
六	ジメチルアミノエタノール	十七	ジメチルアミノエタノール
七	N,N-ジメチルエチルアミン	十八	N,N-ジメチルエチルアミン
八	1,1-ジメチルグアニジン	十九	1,1-ジメチルグアニジン
		二十	臭素化ビフェニル（臭素数が二から五までのもの及びその混合物を除く。）
		二十一	硝酸
		二十二	タルク（アスベスト様繊維を含むものに限る。）
		二十三	炭化ケイ素（繊維状のものに限る。）
九	テトラメチルエチレンジアミン	二十四	テトラヒドロフラン
		二十五	テトラメチルエチレンジアミン
十	二酸化硫黄（燃烧生成物を除く。）	二十六	トリメチルアミン
		二十七	二酸化硫黄（燃烧生成物を除く。）
		二十八	パラ-ニトロトルエン
		二十九	フタル酸ジメチル
		三十	オルト-フタロジニトリル
		三十一	ふっ化けい素
		三十二	ふっ素
		三十三	ニ-フトキシエタノール
十一	メタノール	三十四	マグネシウム
		三十五	メタノール
		三十六	メチルイソブチルケトン
		三十七	メチルエチルケトン（別名MEK）
		三十八	メチル-ターシャリーブチルエーテル
		三十九	ヨウ化メチル
十二	硫化水素	四十	硫化水素
十三	硫酸（三酸化硫黄を含む。）	四十一	硫酸（三酸化硫黄を含む。）
		四十二	硫酸ジメチル
十四	りん化水素（別名ホスフィン）	四十三	りん化水素（別名ホスフィン）
		四十四	ロックウール

施行期日 令和5年4月1日